

甲の雇い入れ後 3 カ月以内に紹介人材が自己都合により退社した場合、乙は甲に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとします。

雇入れ後 1 ヶ月未満の場合：紹介手数料の 100%

雇入れ後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合：紹介手数料の 50%

但し、以下の条件より退社した場合は、返還は無いものとします。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やケガが原因となり退職した又は継続勤務が不可能となった場合、及び死亡による退職の場合。
3. 不可抗力により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由（整理解雇）により就業できなくなった場合。

本覚書締結の証として本書正本 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有します。